

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う障害特別援護金及び遺族特別援護金の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成7年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(障害特別援護金の支給額)

第3条 規則第9条第2項に規定する障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、各号に掲げる額とする。

(1) 公務上の災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級（労働者災害補償保険法施行規則（昭和39年労働省令第22号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる障害等級をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア	第1級	1,540万円
イ	第2級	1,500万円
ウ	第3級	1,460万円
エ	第4級	875万円
オ	第5級	745万円
カ	第6級	615万円
キ	第7級	485万円
ク	第8級	320万円
ケ	第9級	250万円
コ	第10級	195万円

サ	第11級	145万円
シ	第12級	105万円
ス	第13級	75万円
セ	第14級	45万円

(2) 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分
に応じ、それぞれに掲げる額

ア	第1級	975万円
イ	第2級	940万円
ウ	第3級	905万円
エ	第4級	550万円
オ	第5級	470万円
カ	第6級	390万円
キ	第7級	310万円
ク	第8級	195万円
ケ	第9級	155万円
コ	第10級	120万円
サ	第11級	90万円
シ	第12級	65万円
ス	第13級	45万円
セ	第14級	30万円

2 省令第14条第5項(省令第18条の8第1項において準用する場合を含む。)に規定する障害の程度の加重があった場合における障害特別援護金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 公務上の災害に係る障害補償の受給権者 加重後の障害等級に応ずる前

項第1号に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる前項第1号に掲げる額を差し引いた額

(2) 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 加重後の障害等級に応ずる前項第2号に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる前項第2号に掲げる額を差し引いた額

3 省令第14条第5項(省令第18条の8第1項において準用する場合を含む。)に規定する障害の程度の加重があった場合において、新たな障害のみに対して障害補償が行われた場合の障害特別援護金の額は、前項の規定にかかわらず、当該障害等級に応ずる第1項各号に掲げる者の区分に応じ、当該号に定める額とする。

(遺族特別援護金の支給額)

第4条 規則第10条第3項に規定する遺族特別援護金の支給額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 公務上の死亡の場合 1,860万円

(2) 通勤による死亡の場合 1,130万円

2 規則第10条第1項の規定により遺族特別援護金の支給を受けることができる者が2人以上あるときは、遺族特別援護金の支給額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除した額とする。

(遺族特別援護金の申請等についての代表者)

第5条 遺族特別援護金の支給を受けることができる者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を、遺族特別援護金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむをえない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 規則第11条第3項に規定する遺族特別援護金申請書には、前項の規定により代表者を選任したときは、その旨を証明することができる書類を添付し

なければならない。

(遺族特別援護金の特例)

第 6 条 遺族特別援護金は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 130 号。以下「昭和 40 年改正法」という。）附則第 43 条第 3 項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている場合又は労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 85 号）附則第 5 条第 2 項の規定により読み替えて準用する昭和 40 年改正法附則第 43 条第 3 項の規定により遺族年金の支給が停止されている場合においても、支給することができる。

(準用)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、障害特別援護金及び遺族特別援護金の支給については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定により支給される障害特別援護金及び遺族特別援護金の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 8 年 11 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後において発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 9 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間の公務上の災害又は

通勤による災害の規定の適用については、改正後の要綱第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、別表のとおり読み替えて適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(内 払)

2 適用日からこの要綱の施行日の前日までの間において、改正前の要綱の規定により支給された障害特別援護金については、改正後の要綱の規定による障害特別援護金の内払とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。